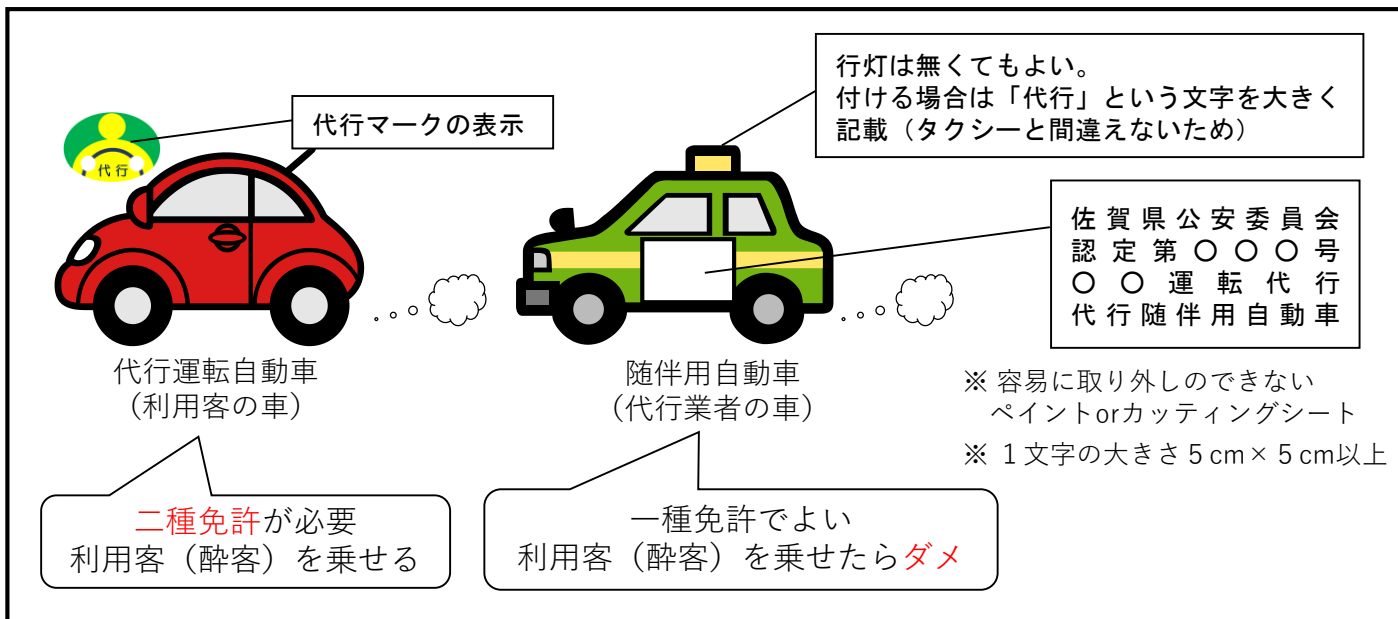


## ★ 自動車運転代行業とは

他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業のことです。

主として、夜間に飲酒をした利用客（酔客）に代わって自動車を運転するもので、利用客（酔客）の車に利用客（酔客）を乗せます。利用客（酔客）の車には、運転代行業者の自動車（随伴用自動車）が随行します。



## ★ 代行運転自動車のルール

利用客（酔客）の自動車を代行運転自動車といいます。

運転代行利用中は、代行マークを表示する義務があります。 代行マーク→  
利用客（酔客）はこの自動車に同乗します。



## ★ 随伴用自動車のルール

運転代行業者の自動車（随伴用自動車）には、車両の両側面に随伴用自動車である旨の表示が義務付けられています。容易に取り外しが可能なマグネット等は不可となっています。

利用客（酔客）を随伴用自動車に乗車させることは禁止されています。

## 運転代行業者の方へ

- ☆ 自動車運転代行業を行うには、公安委員会の認定を受けなければなりません。
- ☆ 随伴用自動車に利用客を乗せてはいけません。（白タク行為の禁止）  
飲食店から駐車場等のわずかな距離であっても乗せることはできません。
- ☆ 利用客の車を運転する従業員は、第二種免許の取得が義務付けられています。これに違反すると「無免許運転」となります。
- ☆ 利用客の保護を図るための措置として、代行保険の加入が義務付けられています。  
(対人：8,000万円以上、対物・車両：200万円以上)

## 運転代行を利用される方へ

- ☆ 運転代行はタクシーではありません。
- ☆ 運転代行を利用する際は、ご自身の自動車に乗車してください。
- ☆ 随伴用自動車（代行業者の車）には乗車することができません。
- ☆ 運転代行業者に対し、随伴用自動車に乗せるよう要求してはなりません！



佐賀県交通安全キャラクター  
マニャー